第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２８年（フ）第９５５号
千葉市若葉区東寺山町755番地　県住２棟20309号
破産者　橋本　貴央
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１２号
千葉市花見川区幕張町４丁目544番地14　幕張４丁目団地１棟204号
破産者　小川　敏明
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４５７号
相模原市中央区千代田４丁目６番16号
破産者　有限会社フラッツ
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４６２号
川崎市川崎区中瀬３丁目23番８号
破産者　株式会社Ｈｏｓｐｉｔａｌｉｔｙ
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４６３号
川崎市幸区小倉４丁目15番19号　岡村建興寮Ａ－301、前住所川崎市川崎区昭和２丁目17番２号　テラスハウスソフィ　103
破産者　北　　一博
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
新潟市中央区万代４丁目４番８号コズミックスⅡ・ビル１階
破産者　カイングホーム株式会社
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８０号
富山市上袋464番地１
破産者　有限会社サンファミリー富山
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３号
長野県佐久市田口4828番地１
破産者　株式会社グリーンラボラトリー
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２９０号
名古屋市天白区野並１丁目63番地
破産者　大前工業株式会社
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２７３号
名古屋市南区鯛取通４丁目１番地
破産者　エース株式会社
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２７４号
名古屋市南区鯛取通４丁目１番地
破産者　有限会社パックス
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１２６号
大阪府東大阪市大蓮北１丁目２番１号、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市大蓮東３丁目２番１号
破産者　株式会社豊田照明
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０５号
鳥取県鳥取市緑ケ丘３丁目１番16号
破産者　有限会社ニューボスコ
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛82番地88
破産者　有限会社ナルト興業
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５８号
鹿児島県鹿児島市山下町８番９号
破産者　株式会社戸越硝子店
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
北海道函館市赤川町132番地の12
破産者　有限会社カーケアナカムラ
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第７５２号
東京都八王子市散田町５－９－11メイゾン欅301、住民票上の住所山梨県甲府市丸の内２丁目19番１号古沢ハイツＡ室
破産者　宮森　雄介
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８２９号
東京都東久留米市柳窪２丁目13番地26号レクセルアベニュー小平104
破産者　有限会社おおき
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８３０号
東京都東久留米市柳窪２丁目13番26号レクセルアベニュー小平104
破産者　大氣　勝徳
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８３１号
東京都東久留米市柳窪２丁目13番26号レクセルアベニュー小平104
破産者　大氣　英子
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８８０号
東京都昭島市郷地町３丁目13番13号
破産者　有限会社スタジオ・ゴジュウイチ
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部